

山口県報

令和4年
3月29日
(火曜日)

目 次

○公告

令和四年度山口県予算の要領の公表（財政課）……………一

令和三年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………一七



(四四) 令和四年度山口県予算の要領の公表

令和四年二月山口県議会定例会で議決された令和四年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村 岡 誠 政

令和4年度山口県一般会計予算

令和4年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ786,243,803千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款 税	項 入	金額
1 県 税	1 県 民 税	193,317,351
	2 事 業 税	52,017,980
	3 地 方 消 費 税	42,150,351
	4 不 動 産 取 得 税	62,272,000
	5 県 た ば こ 税	2,506,515
	6 ギ ル フ 場 利 用 税	1,456,000
	8 軽 油 引 取 税	448,000
	9 自 動 車 税	13,396,944
	10 鉸 区 税	18,853,561
	16 狩 猟 区 税	10,000
	17 産 業 廃 棄 物 税	11,000
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	58,862,000
3 地方譲与税	1 特別法人事業譲与税	58,862,000
	2 地方揮発油譲与税	26,163,000
	3 石油ガス譲与税	23,261,000
	5 航空機燃料譲与税	2,502,000
		77,000
		27,000

報 告 書

7	商 工 費	1	農 地 費	11,347,776
		4	林 業 費	6,542,129
		5	水 産 業 費	5,295,394
		1	商 業 費	110,401,670
		2	工 業 費	4,809,382
		3	観 光 費	97,767,979
8	土 木 費	1	管 理 費	7,824,309
		2	道 路 橋 り よ う 費	68,042,329
		3	河 川 海 岸 費	6,574,313
		4	港 湾 費	29,260,446
		5	都 市 計 画 費	17,893,852
		6	住 宅 費	7,854,101
9	警 察 費	3,769,612		2,690,005
		1	警 察 管 理 費	36,564,326
		2	警 察 活 動 費	33,775,963
10	教 育 費	2,788,363		133,914,779
		1	教 育 総 務 費	20,301,150
		2	小 学 校 費	38,867,276
		3	中 学 校 費	24,205,340
		4	高 等 学 校 費	23,414,737
		7	特 別 支 援 学 校 費	13,436,760
		8	社 会 教 育 費	1,402,693
		9	保 健 体 育 費	775,155
		10	大 学 学 事 費	2,183,709
		11	大 学 学 事 費	9,327,959
11	災 害 復 旧 費	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	5,700,720
		2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,555,775
		4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	3,984,945
12	公 債 費	1	公 債 費	160,000
13	諸 支 出 金	1	公 債 費	86,674,108
				97,399,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 農業近代化資金の融 通に係る市町に對する 利子補給補助金及び県 が「行う」利子補給	令和4年度から 令和24年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助 金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	61,311,000
2 漁業近代化資金の融 通に係る市町に對する 利子補給補助金及び県 が「行う」利子補給	令和4年度から 令和24年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、1,600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助 金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	217,000
3 公害防止施設整備資 金に對する利子補給	令和4年度から 令和12年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の對象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする融資の総額 とする。	975,000
4 産業廃棄物処理施設 整備資金に對する利子 補給	令和12年度から 令和4年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の對象とする融資の総額 は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする融資の総額 とする。	1,146,000
5 省・創・蓄エネ施設 整備資金に對する利子 補給	令和4年度から 令和12年度まで	(1) 令和4年度の利子補給の對象とする融資の総額 は、150,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする融資の総額 とする。	3,108,000
6 漁業経営維持安定資 金の融通に係る市町に 對する利子補給補助金 及び県が「行う」利子 補給	令和4年度から 令和19年度まで	(1) 令和4年度の利子補給補助金及び利子補給の對 象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に對する利子補給補助 金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に對する利子補給額は、年1.3%を限 度とする額とする。	29,752,000
7 漁業経営再建資金の 融通に係る利子補給	令和4年度から	(1) 令和4年度の利子補給の對象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に對する利子補給額は、年0.15%を限 度とする額とする。	315,000
14 子 備 費	1 子 備 費	200,000	2,000
歳 出	合 計	786,243,803	573,000

	学医学部の医師養成増枠の入学者に対する貸付金	令和10年度まで	72,000千円
26	地域医療再生計画に基づく大学医学部の定員増に係る入学者に対する貸付金	令和4年度から令和9年度まで	108,000千円
27	高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援金の対象者に対する補助金	令和4年度から令和19年度まで	49,920千円
28	看護職員県内定着促進事業に係る奨学金返還支援金の対象者に対する補助金	令和4年度から令和13年度まで	14,400千円
29	東部地域岩国基地内大学就学支援事業に係るフリップに対する補助金	令和4年度から令和5年度まで	2,500千円
30	岩国総合庁舎等空調設備改修事業の一括契約によること。	令和4年度から令和5年度まで	31,123千円
31	警察本部庁舎空調設備改修事業の一括契約によること。	令和4年度から令和5年度まで	189,799千円
32	物品管理システムの構築等に係る業務委託等の一括契約によること。	令和4年度から令和5年度まで	181,926千円
33	委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越えること。	令和4年度から令和6年度まで	221,728千円
34	経営体育成基盤整備事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	260,000千円
35	〃 (王喜東地区ほ場整備)	令和4年度から令和7年度まで	490,000千円
36	〃 (余田南地区ほ場整備) 県宮老朽ため池整備事業の年度を越えること。	令和4年度から令和6年度まで	120,000千円
37	〃 (吉部野地区ゲート製作)掘削工事	令和4年度から令和6年度まで	195,000千円
38	〃 (後谷地区)	令和4年度から令和6年度まで	190,000千円
39	〃 (名舟地区)	令和6年度まで	
40	〃 (石井地区) 下関海港機能強化事業の年度を越えること。	令和4年度から令和6年度まで	230,000千円
41	〃 (下関漁港本港地区) 交通安全施設整備事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	130,000千円
42	〃 (県道小野田山陽線縮山)沿線橋 道路改良事業の年度を越えること。	令和4年度から令和7年度まで	1,738,500千円
43	〃 (国道491号) 道路改良事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	493,500千円
44	〃 (県道徳山本郷市ケ原)トンネル 道路改良事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	990,000千円
45	〃 (県道通津周東線) 道路改良事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	40,000千円
46	〃 (県道油田港線) 防衛施設周辺道路整備事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	200,000千円
47	〃 (県道岩国錦帯橋空港線) 防衛施設周辺道路整備事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	107,400千円
48	〃 (県道銭壺山公園線) 橋りょう補修事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	93,300千円
49	〃 (県道秋篠生線松原大橋) 橋りょう補修事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	300,000千円
50	〃 (県道防府停車場線新橋) 堤防改良事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	300,000千円
51	〃 (木屋川ダム) 海岸防災事業の年度	令和4年度から令和5年度まで	210,000千円

山 口 県 報

	を越える工事を一括契約すること。(由宇港)	令和4年度から令和5年度まで	126,000千円		
52	〃 (宇都港)	令和4年度から令和5年度まで	210,000千円		
53	都市公園整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。(維新百年記念公園)	令和4年度から令和5年度まで	483,000千円		
54	県営住宅建設事業等の年度を越える工事を一括契約すること。(中高層耐火構造)	令和4年度から令和6年度まで	1,250,423千円		
55	防府警察署建設に係る設計委託の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から令和6年度まで	225,034千円		
56	県立岩国総合支援学校舎建設事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	581,576千円		
57	県立豊浦総合支援学校舎建設事業の年度を越えること。	令和4年度から令和5年度まで	210,943千円		
58	県立岩国高等学校校舎建設に係る設計委託の年度を越えること。一括契約	令和4年度から令和6年度まで	148,048千円		

第3表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災体制整備拡充事業	207,000	証書借入又は証券発行	以内	元均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
防災行政無線整備事業	62,000		ただし、借り入れの資金について直率の見直し後、当該見直し後、当該利率による。	ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
障害者自立支援対策事業	67,000			
老人福祉施設整備事業	322,000			
地方改善施設整備事業	28,000			
児童福祉施設整備事業	6,000			
環境推進事業	8,000			
畜犬指導事業	1,000			

県営かんがい排水改良事業	204,000
広域営農田地農道整備事業	178,000
基幹農道整備事業	79,000
経営体育成基盤整備事業	577,000
県営中山間地域総合整備事業	108,000
団体営土地改良事業	11,000
基盤整備促進事業	2,000
ふるさと農道緊急整備事業	89,000
県営老朽ため池整備事業	431,000
地すべり対策事業(農林)	79,000
県営海岸保全施設整備事業	110,000
国営農地再編整備事業負担金	140,000
広域基幹林道開設事業	90,000
ふるさと林道緊急整備事業	78,000
一般治山事業	795,000
保安林改良事業	30,000
林地荒廃防止事業	27,000
小規模治山事業	35,000
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	72,000
漁港漁場機能高度化事業	121,000
漁港海岸保全施設整備事業	63,000
漁港海岸環境整備事業	8,000
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	148,000
管理運営事業	114,000

農林総合技術センター運営事業	2,364,000			ダム建設実施調査事業	172,000		
舗装補修事業	48,000			堰堤改良事業	90,000		
道路災害防除事業	439,000			堰堤修繕事業	99,000		
単独道路舗装事業	519,000			高潮対策事業	153,000		
単独道路災害防除事業	230,000			侵食対策事業	44,000		
単独路側整備事業	310,000			自然災害防止事業(海岸)	20,000		
道路改良事業	2,073,000			通常砂防事業	1,361,000		
過疎地域市町道代行事業	42,000			災害関連緊急砂防事業	34,000		
単独道路改良事業	3,292,000			地すべり対策事業(建設)	216,000		
道路直轄事業負担金	4,473,000			災害関連緊急地すべり対策事業	73,000		
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	414,000			急傾斜地崩壊対策事業	653,000		
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	455,000			災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	115,000		
橋りょう補修事業	2,393,000			砂防災害関連事業	99,000		
単独橋りょう補修事業	9,000			単独砂防改良事業	62,000		
広域河川改修事業	865,000			自然災害防止事業(砂防)	393,000		
河川情報基盤緊急整備事業	83,000			港湾改修事業	196,000		
周防高潮対策事業	257,000			港湾既存施設有効活用促進事業	196,000		
河川工作物関連応急対策事業	215,000			港湾環境整備事業	9,000		
河川災害関連事業	267,000			港湾直轄事業負担金	2,977,000		
単独河川改修事業	1,291,000			単独港湾改修事業	68,000		
自然災害防止事業(河川)	154,000			海岸防災事業	506,000		
河川直轄事業負担金	180,000			都市計画街路整備事業	426,000		
錦川総合開発事業	1,050,000			単独都市計画街路整備事業	568,000		
深川川総合開発事業	343,000			都市公園整備事業	139,000		

令和4年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1	繰入金	1	230
2	繰越金	1	32,726
3	諸収入	1	51,513
	歳入	合 計	84,469
	歳入	合 計	84,469

款	項	金額
1	母子父子寡婦福祉資金	84,469
	歳出	84,469

令和4年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和4年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ881,910千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

単独都市公園整備事業	36,000		
公営住宅建設事業	511,000		
過疎地域下水道代行業	82,000		
防府警察署建設事業	20,000		
駐在所等改築事業	96,000		
交通事故防止施設総合整備事業	442,000		
校舎改築事業	53,000		
大規模改築事業	420,000		
施設改築事業	109,000		
退職手当給付事業(教育)	2,600,000		
特別支援学校施設整備事業	825,000		
県立大学整備事業	743,000		
私立高校等施設整備事業	11,000		
土木過年補助災害復旧事業	137,000		
土木過年単独災害復旧事業	1,000		
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	124,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	2,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	11,424,000		
計	53,685,000		

令和4年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

令和4年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,803,516千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳	入	金額
款	項	
1	事業収入	3,802,993
2	繰入金	3,802,993
3	繰越金	522
	他会計繰入金	522
	繰越金	1
	計	1
歳	入	金額
款	項	
1	当せん金付証券発売事業費	3,803,516
	1 発売諸費	522
	2 繰出金	3,802,994
	計	3,803,516

令和4年度収入証紙特別会計予算
 令和4年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,216,125千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳	入	金額
款	項	
1	証紙収入	4,216,124

(号 外-17)

第1表 歳入歳出予算	歳	入	(単位 千円)
款	項	金額	
3	繰越金	118,999	
4	諸収入	118,999	
	1 繰越金	3,202	
	2 貸付金元利収入	3,200	
	計	2	
	歳	入	122,201
款	項	金額	
1	林業・木材産業改善資金	122,201	
	1 林業・木材産業改善資金	122,201	
	計	122,201	

令和4年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和4年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,351千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算	歳	入	(単位 千円)
款	項	金額	
3	繰越金	98,424	
4	諸収入	98,424	
	1 繰越金	3,927	
	2 貸付金元利収入	3,927	
	計	102,351	
	歳	入	102,351
款	項	金額	
1	沿岸漁業改善資金	102,351	
	1 沿岸漁業改善資金	102,351	
	計	102,351	

2	繰越金	1	証紙収入	4,216,124
		1	繰越金	1
	歳入	合	計出	4,216,125
		歳		
1	繰越金	1	繰越金	4,216,125
		合	計出	4,216,125
		歳		

令和4年度土地取得事業特別会計予算

令和4年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ184,337千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	財産収入	1	財産運用収入	184,336
		1	財産売却収入	1,023
		2	計収入	183,313
4	繰越金	1	繰越金	1
		合	計出	184,337
		歳		
1	土地取得事業費	3	産業団地管理費	184,337
		4	分譲宅地管理費	174,642
		合	計出	9,695
		歳		
		合	計	184,337

令和4年度公債管理特別会計予算

令和4年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,132,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

1	繰入金	1	他会計繰入金	86,436,558
		1	県債	26,696,028
		合	計出	26,696,028
		歳		
		合	計	113,132,586
1	公債費	1	公債費	113,132,586
		合	計	113,132,586

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	26,696,028	証書借入又は証券発行	以内 ただし、見直し利率で行った見直し後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものに ただし、特別に定める条件による。

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院機構貸付金	866,300	証書借入金又は証券発行	以内8.0% ただし、借り手側と協議して定める。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、借り手側と協議して定める。

令和4年度就農支援資金特別会計予算

令和4年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,521千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(単位 千円)

歳入	歳入金額	歳出	歳出金額
1 歳入歳入	523	1 歳出	23,521
2 歳入歳入	523	2 歳出	23,521
3 歳入歳入	6,909	3 歳出	23,521
4 歳入歳入	6,909	4 歳出	23,521
5 歳入歳入	16,089	5 歳出	23,521
6 歳入歳入	16,084	6 歳出	23,521
7 歳入歳入	5	7 歳出	23,521
8 歳入歳入	23,521	8 歳出	23,521
9 歳入歳入	23,521	9 歳出	23,521
10 歳入歳入	23,521	10 歳出	23,521
11 歳入歳入	23,521	11 歳出	23,521
12 歳入歳入	23,521	12 歳出	23,521
13 歳入歳入	23,521	13 歳出	23,521
14 歳入歳入	23,521	14 歳出	23,521
15 歳入歳入	23,521	15 歳出	23,521
16 歳入歳入	23,521	16 歳出	23,521
17 歳入歳入	23,521	17 歳出	23,521
18 歳入歳入	23,521	18 歳出	23,521
19 歳入歳入	23,521	19 歳出	23,521
20 歳入歳入	23,521	20 歳出	23,521
21 歳入歳入	23,521	21 歳出	23,521
22 歳入歳入	23,521	22 歳出	23,521
23 歳入歳入	23,521	23 歳出	23,521
24 歳入歳入	23,521	24 歳出	23,521
25 歳入歳入	23,521	25 歳出	23,521
26 歳入歳入	23,521	26 歳出	23,521
27 歳入歳入	23,521	27 歳出	23,521
28 歳入歳入	23,521	28 歳出	23,521
29 歳入歳入	23,521	29 歳出	23,521
30 歳入歳入	23,521	30 歳出	23,521
31 歳入歳入	23,521	31 歳出	23,521
32 歳入歳入	23,521	32 歳出	23,521
33 歳入歳入	23,521	33 歳出	23,521
34 歳入歳入	23,521	34 歳出	23,521
35 歳入歳入	23,521	35 歳出	23,521
36 歳入歳入	23,521	36 歳出	23,521
37 歳入歳入	23,521	37 歳出	23,521
38 歳入歳入	23,521	38 歳出	23,521
39 歳入歳入	23,521	39 歳出	23,521
40 歳入歳入	23,521	40 歳出	23,521
41 歳入歳入	23,521	41 歳出	23,521
42 歳入歳入	23,521	42 歳出	23,521
43 歳入歳入	23,521	43 歳出	23,521
44 歳入歳入	23,521	44 歳出	23,521
45 歳入歳入	23,521	45 歳出	23,521
46 歳入歳入	23,521	46 歳出	23,521
47 歳入歳入	23,521	47 歳出	23,521
48 歳入歳入	23,521	48 歳出	23,521
49 歳入歳入	23,521	49 歳出	23,521
50 歳入歳入	23,521	50 歳出	23,521
51 歳入歳入	23,521	51 歳出	23,521
52 歳入歳入	23,521	52 歳出	23,521
53 歳入歳入	23,521	53 歳出	23,521
54 歳入歳入	23,521	54 歳出	23,521
55 歳入歳入	23,521	55 歳出	23,521
56 歳入歳入	23,521	56 歳出	23,521
57 歳入歳入	23,521	57 歳出	23,521
58 歳入歳入	23,521	58 歳出	23,521
59 歳入歳入	23,521	59 歳出	23,521
60 歳入歳入	23,521	60 歳出	23,521
61 歳入歳入	23,521	61 歳出	23,521
62 歳入歳入	23,521	62 歳出	23,521
63 歳入歳入	23,521	63 歳出	23,521
64 歳入歳入	23,521	64 歳出	23,521
65 歳入歳入	23,521	65 歳出	23,521
66 歳入歳入	23,521	66 歳出	23,521
67 歳入歳入	23,521	67 歳出	23,521
68 歳入歳入	23,521	68 歳出	23,521
69 歳入歳入	23,521	69 歳出	23,521
70 歳入歳入	23,521	70 歳出	23,521
71 歳入歳入	23,521	71 歳出	23,521
72 歳入歳入	23,521	72 歳出	23,521
73 歳入歳入	23,521	73 歳出	23,521
74 歳入歳入	23,521	74 歳出	23,521
75 歳入歳入	23,521	75 歳出	23,521
76 歳入歳入	23,521	76 歳出	23,521
77 歳入歳入	23,521	77 歳出	23,521
78 歳入歳入	23,521	78 歳出	23,521
79 歳入歳入	23,521	79 歳出	23,521
80 歳入歳入	23,521	80 歳出	23,521
81 歳入歳入	23,521	81 歳出	23,521
82 歳入歳入	23,521	82 歳出	23,521
83 歳入歳入	23,521	83 歳出	23,521
84 歳入歳入	23,521	84 歳出	23,521
85 歳入歳入	23,521	85 歳出	23,521
86 歳入歳入	23,521	86 歳出	23,521
87 歳入歳入	23,521	87 歳出	23,521
88 歳入歳入	23,521	88 歳出	23,521
89 歳入歳入	23,521	89 歳出	23,521
90 歳入歳入	23,521	90 歳出	23,521
91 歳入歳入	23,521	91 歳出	23,521
92 歳入歳入	23,521	92 歳出	23,521
93 歳入歳入	23,521	93 歳出	23,521
94 歳入歳入	23,521	94 歳出	23,521
95 歳入歳入	23,521	95 歳出	23,521
96 歳入歳入	23,521	96 歳出	23,521
97 歳入歳入	23,521	97 歳出	23,521
98 歳入歳入	23,521	98 歳出	23,521
99 歳入歳入	23,521	99 歳出	23,521
100 歳入歳入	23,521	100 歳出	23,521

令和4年度国民健康保険特別会計予算

令和4年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,081,543千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳入	歳入金額	歳出	歳出金額
1 歳入歳入	36,204,871	1 歳出	143,081,543
2 歳入歳入	36,204,871	2 歳出	143,081,543
3 歳入歳入	35,797,572	3 歳出	143,081,543
4 歳入歳入	23,196,674	4 歳出	143,081,543
5 歳入歳入	12,600,898	5 歳出	143,081,543
6 歳入歳入	59,961,673	6 歳出	143,081,543
7 歳入歳入	59,961,673	7 歳出	143,081,543
8 歳入歳入	261,929	8 歳出	143,081,543
9 歳入歳入	261,929	9 歳出	143,081,543
10 歳入歳入	72	10 歳出	143,081,543
11 歳入歳入	7,754,199	11 歳出	143,081,543
12 歳入歳入	7,361,863	12 歳出	143,081,543
13 歳入歳入	392,336	13 歳出	143,081,543
14 歳入歳入	3,089,479	14 歳出	143,081,543
15 歳入歳入	3,089,479	15 歳出	143,081,543
16 歳入歳入	11,748	16 歳出	143,081,543
17 歳入歳入	11,748	17 歳出	143,081,543
18 歳入歳入	143,081,543	18 歳出	143,081,543
19 歳入歳入	143,081,543	19 歳出	143,081,543
20 歳入歳入	143,081,543	20 歳出	143,081,543
21 歳入歳入	143,081,543	21 歳出	143,081,543
22 歳入歳入	143,081,543	22 歳出	143,081,543
23 歳入歳入	143,081,543	23 歳出	143,081,543
24 歳入歳入	143,081,543	24 歳出	143,081,543
25 歳入歳入	143,081,543	25 歳出	143,081,543
26 歳入歳入	143,081,543	26 歳出	143,081,543
27 歳入歳入	143,081,543	27 歳出	143,081,543
28 歳入歳入	143,081,543	28 歳出	143,081,543
29 歳入歳入	143,081,543	29 歳出	143,081,543
30 歳入歳入	143,081,543	30 歳出	143,081,543
31 歳入歳入	143,081,543	31 歳出	143,081,543
32 歳入歳入	143,081,543	32 歳出	143,081,543
33 歳入歳入	143,081,543	33 歳出	143,081,543
34 歳入歳入	143,081,543	34 歳出	143,081,543
35 歳入歳入	143,081,543	35 歳出	143,081,543
36 歳入歳入	143,081,543	36 歳出	143,081,543
37 歳入歳入	143,081,543	37 歳出	143,081,543
38 歳入歳入	143,081,543	38 歳出	143,081,543
39 歳入歳入	143,081,543	39 歳出	143,081,543
40 歳入歳入	143,081,543	40 歳出	143,081,543
41 歳入歳入	143,081,543	41 歳出	143,081,543
42 歳入歳入	143,081,543	42 歳出	143,081,543
43 歳入歳入	143,081,543	43 歳出	143,081,543
44 歳入歳入	143,081,543	44 歳出	143,081,543
45 歳入歳入	143,081,543	45 歳出	143,081,543
46 歳入歳入	143,081,543	46 歳出	143,081,543
47 歳入歳入	143,081,543	47 歳出	143,081,543
48 歳入歳入	143,081,543	48 歳出	143,081,543
49 歳入歳入	143,081,543	49 歳出	143,081,543
50 歳入歳入	143,081,543	50 歳出	143,081,543
51 歳入歳入	143,081,543	51 歳出	143,081,543
52 歳入歳入	143,081,543	52 歳出	143,081,543
53 歳入歳入	143,081,543	53 歳出	143,081,543
54 歳入歳入	143,081,543	54 歳出	143,081,543
55 歳入歳入	143,081,543	55 歳出	143,081,543
56 歳入歳入	143,081,543	56 歳出	143,081,543
57 歳入歳入	143,081,543	57 歳出	143,081,543
58 歳入歳入	143,081,543	58 歳出	143,081,543
59 歳入歳入	143,081,543	59 歳出	143,081,543
60 歳入歳入	143,081,543	60 歳出	143,081,543
61 歳入歳入	143,081,543	61 歳出	143,081,543
62 歳入歳入	143,081,543	62 歳出	143,081,543
63 歳入歳入	143,081,543	63 歳出	143,081,543
64 歳入歳入	143,081,543	64 歳出	143,081,543
65 歳入歳入	143,081,543	65 歳出	143,081,543
66 歳入歳入	143,081,543	66 歳出	143,081,543
67 歳入歳入	143,081,543	67 歳出	143,081,543
68 歳入歳入	143,081,543	68 歳出	143,081,543
69 歳入歳入	143,081,543	69 歳出	143,081,543
70 歳入歳入	143,081,543	70 歳出	143,081,543
71 歳入歳入	143,081,543	71 歳出	143,081,543
72 歳入歳入	143,081,543	72 歳出	143,081,543
73 歳入歳入	143,081,543	73 歳出	143,081,543
74 歳入歳入	143,081,543	74 歳出	143,081,543
75 歳入歳入	143,081,543	75 歳出	143,081,543
76 歳入歳入	143,081,543	76 歳出	143,081,543
77 歳入歳入	143,081,543	77 歳出	143,081,543
78 歳入歳入	143,081,543	78 歳出	143,081,543
79 歳入歳入	143,081,543	79 歳出	143,081,543
80 歳入歳入	143,081,543	80 歳出	143,081,543
81 歳入歳入	143,081,543	81 歳出	143,081,543
82 歳入歳入	143,081,543	82 歳出	143,081,543
83 歳入歳入	143,081,543	83 歳出	143,081,543
84 歳入歳入	143,081,543	84 歳出	143,081,543
85 歳入歳入	143,081,543	85 歳出	143,081,543
86 歳入歳入	143,081,543	86 歳出	143,081,543
87 歳入歳入	143,0		

款 項		金額
1 総務費	1 総務管理費	35,844
	2 運営協議会費	380
2 保険給付費等交付金	1 保険給付費等交付金	117,933,639
3 後期高齢者支援金等	1 後期高齢者支援金等	117,933,639
	1 後期高齢者支援金等	16,144,631
4 前期高齢者納付金等	1 前期高齢者納付金等	16,144,631
	1 前期高齢者納付金等	34,448
5 介護納付金	1 介護納付金	34,448
	1 介護納付金	5,149,343
6 病床転換支援金等	1 病床転換支援金等	5,149,343
	1 病床転換支援金等	1,107
7 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	1,107
	1 共同事業拠出金	262,051
8 財政安定化基金支出金	1 財政安定化基金支出金	262,051
	1 財政安定化基金支出金	295,481
9 保健事業費	1 保健事業費	295,481
	1 保健事業費	123,700
10 基金積立金	1 基金積立金	123,700
	1 基金積立金	900,072
12 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	900,072
	1 償還金及び還付加算金	2,195,353
13 繰出金	1 繰出金	2,195,353
	1 繰出金	5,874
	合計	5,874
	令和4年度電気事業会計予算	143,081,543
(総則)		
第1条 令和4年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。		
(業務の予定量)		
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。		
(1) 年間総販売電力量 154,752,000KWH		

令和4年3月29日 火曜日

(号 外-17)

(2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費 674,000千円
小水力発電所建設事業費 165,000千円

(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 電気事業収益 収入
第1項 営業収益 1,858,177千円
第2項 附帯事業収益 1,780,722千円
第3項 財務収益 25,133千円
第4項 事業外収益 548千円
第5項 特別利益 51,771千円
支出 3千円

第2款 電気事業費用 支出
第1項 営業費用 1,612,015千円
第2項 附帯事業費用 1,575,321千円
第3項 財務費用 32,033千円
第4項 事業外費用 1,104千円
第5項 特別損失 554千円
第6項 予備費 3千円
3,000千円

(資本的収入及び支出)
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額779,894千円は、過年度分損益勘定留保資金602,897千円、減価積立金28,398千円及び当年度資本的収支調整額148,599千円で補てんするものとする。)

収入
第3款 資本的収入 1,000,004千円
第3項 資本剰余金 1千円
第4項 固定資産収入 1,000,001千円
第5項 雑収入 2千円

支出
第4款 資本的支出 1,779,898千円
第1項 建設費 839,000千円
第2項 改良費 909,399千円
第3項 投資 1千円

第4項 償 還 金 28,398千円
 第6項 補助金返還金 100千円
 第8項 予 備 費 3,000千円
 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
小瀬川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から令和5年度まで	50,103千円	
木屋川発電所改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から令和6年度まで	345,212千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附带事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 430,238千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和4年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 571,637,000m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益 収入
 第1項 営業収益 7,132,077千円
 第2項 営業外収益 6,618,469千円
 第5項 特別利益 513,605千円
 支 出 3千円

第2款 工業用水道事業費用

第1項 営業費用 6,437,378千円
 第2項 営業外費用 6,249,632千円
 第5項 特別損失 177,743千円
 第6項 予備費 3千円
 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,095,155千円は、過年度分損益勘定留保資金3,707,360千円及び当年度資本的収支調整額387,795千円で補てんするものとする。)

第3款 資本的収入 収入

第1項 企業債 1,665,731千円
 第4項 資本剰余金 1,150,000千円
 第5項 固定資産収入 267,497千円
 第6項 雑収入 5,435千円
 242,799千円

第4款 資本的支出 支出

第2項 改良費 5,760,886千円
 第3項 投資資金 4,563,152千円
 第4項 償還金 1千円
 第6項 補助金返還金 1,186,215千円
 第7項 予備費 1,518千円
 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事(取水施設等工事)	令和4年度から令和5年度まで	260,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事(電気機器及び計装設備工事)	令和4年度から令和5年度まで	83,957千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事(送水管布設工事)	令和4年度から令和5年度まで	250,000千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事(電気機器及び計装設備工事)	令和4年度から令和5年度まで	57,700千円
厚狭川工業用水道改良事業の年度を越える工事(電気機器及び計装設備工事)	令和4年度から令和6年度まで	256,030千円
木屋川工業用水道改良事業の年度を越える工事(電気機器)	令和4年度から令和5年度まで	48,400千円
西部利水事務所電気機器事業の年度を越える工事	令和4年度から令和5年度まで	99,660千円
西部利水事務所計装設備事業の年度を越える工事	令和4年度から令和5年度まで	488,037千円

(企業債)
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小瀬川工業用水道改良資金	170,000千円	証券借入又は証券発行	年8.0%以内(ただし、利率の見直しを行った後、当該利率に引き上げられる。	30年以内に毎年元金均等又は元金均等償還するものとする。特別のものについては、借入先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	70,000千円			
富田夜市川工業用水道改良資金	90,000千円			

佐波川工業用水道改良資金	150,000		
厚東川工業用水道改良資金	300,000		
厚狭川工業用水道改良資金	180,000		
木屋川工業用水道改良資金	190,000		

(一時借入金)
第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 721,833千円
(たな卸資産購入限度額)
第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和4年度流域下水道事業会計予算
(総則)

第1条 令和4年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------------------|----------------|-----------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 | | |
| (2) 年間総処理水量 | 8,633,065m ³ | | |
| (3) 1日平均処理水量 | 23,652m ³ | 周南流域下水道整備事業費 | 265,400千円 |
| (4) 主要な建設改良事業 | | 田布施川流域下水道整備事業費 | 340,000千円 |

(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収 入

報 告 書

第1款 流域下水道事業収益
 第1項 営業収益 1,660,320千円
 第2項 営業外収益 688,681千円
 971,639千円

第2款 流域下水道事業費用
 第1項 営業費用 1,660,320千円
 第2項 営業外費用 1,617,184千円
 43,136千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第3款 資本的収入
 第1項 企業債 908,940千円
 第2項 国庫支出金 210,300千円
 第3項 負担金 369,400千円
 329,240千円

支出

第4款 資本的支出
 第1項 建設改良費 908,940千円
 第2項 固定資産購入費 608,698千円
 第3項 償還金 2,863千円
 297,379千円
 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
周南流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約する(電気設備工事)	令和4年度から令和5年度まで	88,200千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 210,300	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、利	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内

(一時借入金)		率見直し方式で借り入れた資金の利率のついて見直しを直後に当該利率による。	ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
---------	--	--------------------------------------	------------------------------

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 39,892千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業費用のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,724千円である。

(四) 令和3年度山口県一般会計補正予算の歳入歳出

令和四年三月三十一日現在山口県議会が議決する令和三年度山口県一般会計補正予算の歳入歳出の概要。

令和四年三月三十一日現在

山口県長 中 區 隆 彦

令和3年度山口県一般会計補正予算(第9号)

令和3年度山口県の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15,725,494千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815,720,721千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (継続費の補正) 第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。 (繰越明許費) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。 (地方債の補正) 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正 歳 入	(単位 千円)		
1 県 税			
1 県 民 税	30,026,185	161,111,574	191,137,759
2 事 業 税	4,340,809	47,417,427	51,758,236
3 地 方 消 費 税	14,455,514	27,174,641	41,630,155
4 不 動 産 取 得 税	11,024,000	50,397,000	61,421,000
5 果 た ば こ 税	241,491	2,142,773	2,384,264
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	46,000	1,409,000	1,455,000
8 軽 油 引 取 税	35,000	429,000	464,000
9 自 動 車 税	238,001	13,083,075	13,321,076
17 産 業 廃 棄 物 税	△374,630	18,848,658	18,474,028
2 地 方 消 費 税 清 算 金	20,000	189,000	209,000
1 地 方 消 費 税 清 算 金	3,218,000	59,603,000	62,821,000
3 地 方 譲 与 税	3,218,000	59,603,000	62,821,000
1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	6,855,000	18,042,000	24,897,000
2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	6,826,000	15,201,000	22,027,000
2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	39,000	2,505,000	2,544,000
5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	△12,000	38,000	26,000
9 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,000	118,000	123,000
10 森 林 環 境 譲 与 税	△3,000	108,000	105,000
4 地 方 特 例 交 付 金	22,046	945,000	967,046
1 地 方 特 例 交 付 金	22,046	945,000	967,046
5 地 方 交 付 税	17,063,000	179,870,000	196,933,000
1 地 方 交 付 税	17,063,000	179,870,000	196,933,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,722	327,000	329,722
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,722	327,000	329,722
7 分 担 金 及 び 負 担 金	△128,755	4,231,491	4,102,736
1 分 担 金	2,445	427,826	430,271
2 負 担 金	△131,200	3,803,665	3,672,465
8 使 用 料 及 び 手 数 料	△511,482	9,330,101	8,818,619
1 使 用 料	△398,148	7,190,481	6,792,333
2 手 数 料	△113,334	2,139,620	2,026,286
9 国 庫 支 出 金	△15,403,624	167,049,616	151,645,992
1 国 庫 負 担 金	△624,321	37,272,923	36,648,602
2 国 庫 補 助 金	△14,202,597	126,673,963	112,471,366
3 委 託 金	△576,706	3,102,730	2,526,024
1 財 産 運 用 収 入	193,965	2,884,877	3,078,842
2 財 産 運 用 収 入	△3,319	1,937,912	1,934,593
2 財 産 売 払 収 入	197,284	946,965	1,144,249
11 寄 付 金	123,902	106,386	230,288
1 寄 付 金	123,902	106,386	230,288
12 繰 入 金	△2,302,834	24,557,967	22,255,133
1 特 別 会 計 繰 入 金	761,438	4,830,545	5,591,983
2 基 金 繰 入 金	△3,064,272	19,727,422	16,663,150
1 繰 越 金	16,554,087	699,481	17,253,568
1 繰 越 金	16,554,087	699,481	17,253,568
14 諸 収 入	△29,879,291	107,088,622	77,209,331
1 貸 付 金 元 利 収 入	△31,054,339	100,755,610	69,731,271
2 受 託 事 業 収 入	△372,996	904,819	531,823

15果	債	3延滞金、加算金及び過料等	△97,258	232,940	135,682	2職業能力開発費	△453,684	1,457,761	1,004,077
		4預金利息	283	137	420	3失業対策費	△44,939	377,321	332,382
		6雑入	1,645,019	5,165,116	6,810,135	4労働委員会費	△8,555	105,272	96,717
		1果債	△41,558,415	95,599,100	54,040,685	1農業費	△3,923,639	40,920,431	36,996,792
		合計	△15,725,494	831,446,215	815,720,721	2畜産業費	△2,545,490	11,983,501	9,438,011
歳入		補正額		補正前の額	計	3農地費	544,266	378,773	923,039
歳出		1議費	△82,721	1,401,745	1,319,024	4林業費	△895,301	15,891,920	14,996,619
1議費		1議費	△82,721	1,401,745	1,319,024	5水産業費	△845,415	6,873,332	6,027,917
2総務費		1総務管理費	21,484,603	51,831,931	73,316,534	1商業費	△181,699	5,792,905	5,611,206
		2企画調整費	24,128,034	27,813,745	51,941,779	2工鉱業費	△31,072,587	126,157,837	95,085,250
		3徴収費	△312,421	10,008,472	9,696,051	3観光費	2,237,734	14,976,356	17,214,090
		4市町村振興費	△2,113,600	8,125,194	6,011,594	1商業費	△31,964,126	104,373,748	72,409,622
		5選挙費	△266,178	1,236,570	970,392	2工鉱業費	△1,346,195	6,807,733	5,461,538
		6防犯費	△122,611	2,598,094	2,475,483	3観光費	△7,753,624	87,326,468	79,572,844
		7統計調査費	212,864	1,280,168	1,493,032	1管理費	34,440	6,592,923	6,627,363
		8人事委員会費	△37,972	463,140	425,168	2道路橋りょう費	△2,771,791	38,261,663	35,489,872
		9監査委員費	△5,651	128,147	122,496	3河川海岸費	△2,332,495	25,332,284	22,999,789
3民生費		1社会福祉費	2,138	178,401	180,539	4港湾費	△1,906,479	10,138,523	8,232,044
		4児童福祉費	460,128	100,895,063	101,355,191	5都市計画費	△717,704	4,165,399	3,447,695
		7生活保護費	606,361	79,161,235	79,767,596	6住宅費	△59,595	2,835,676	2,776,081
		8災害救助費	△107,884	20,641,898	20,534,014	1警察管理費	△509,963	37,767,833	37,257,870
4衛生費		1公衆衛生費	△46,490	1,088,268	1,041,778	2警察活動費	△432,280	35,129,541	34,697,261
		4環境衛生費	8,141	3,662	11,803	1警察管理費	△77,683	2,638,292	2,560,609
		7保健所費	△2,817,098	68,133,089	65,315,991	1教育総務費	△1,834,193	134,933,815	133,099,622
		8医薬院費	△2,318,086	52,514,553	50,196,467	2小学校費	△429,772	21,458,854	21,029,082
		10病院費	△544,939	4,307,224	3,762,285	3中学校費	△239,197	38,649,420	38,410,223
5労働費		1労働政費	20,875	2,328,839	2,349,714	4高等学校費	△189,642	23,964,175	23,774,533
			41,051	6,979,400	7,020,451	7特別支援学校費	△88,380	24,410,794	24,322,414
			△15,999	2,003,073	1,987,074	8社会教育費	△234,076	12,127,190	11,893,114
			△567,639	2,558,873	1,991,234	9保健体育費	△58,302	1,625,643	1,567,341
			△60,461	618,519	558,058	10大学費	△73,267	741,783	668,516
							△67,489	2,266,218	2,198,729

11 災 害 復 旧 費	11 学 事 費	△454,068	9,689,738	9,235,670
		△3,709,410	8,074,591	4,365,181
1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	△684,596	1,544,057	859,461
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	△2,938,421	6,370,534	3,432,113
4 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	4 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	△86,393	160,000	73,607
12 公 債 費	1 公 債 費	1,568,639	87,449,539	89,018,178
		1,568,639	87,449,539	89,018,178
13 諸 支 出 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金	13,032,010	83,615,000	96,647,010
	2 利 子 割 交 付 金	9,900,000	48,860,000	58,760,000
	3 配 当 割 交 付 金	10,000	242,000	252,000
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	288,000	723,000	1,011,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	494,000	681,000	1,175,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	830,000	2,135,000	2,965,000
	7 ゴ ル 工 場 利 用 税 交 付 金	1,661,000	30,062,000	31,723,000
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	30,000	301,000	331,000
	11 利 子 割 精 算 金	△179,000	609,000	430,000
合 計	合 計	△1,990	2,000	10
歳 出 合 計	歳 出 合 計	△15,725,494	831,446,215	815,720,721

(単位 千円)

第 2 表 継 続 費 補 正 交 更

款	項	事 業 名	補 正 前		補 正 後			
			総 額	年 度 割 額	総 額	年 度 割 額		
8 土 木 費	3 河 川 海 岸 費	鏡 川 総 合 開 発 事 業 費	85,293,000	4	2,205,700	87,793,000	4	2,205,700
				5	3,587,500		5	3,587,500
				6	3,000,000		6	3,000,000

7	3,000,000	7	3,000,000
8	2,006,279	8	2,006,279
9	1,230,000	9	1,230,000
10	4,745,021	10	4,745,021
11	3,900,000	11	3,900,000
12	4,334,137	12	4,334,137
13	2,900,000	13	2,900,000
14	2,600,988	14	2,600,988
15	1,500,000	15	1,500,000
16	1,298,000	16	1,298,000
17	1,992,000	17	1,992,000
18	1,377,000	18	1,377,000
19	1,474,000	19	1,474,000
20	2,250,000	20	2,250,000
21	2,400,000	21	2,400,000
22	1,058,098	22	1,058,098
23	849,571	23	849,571
24	555,000	24	555,000
25	950,000	25	950,000
26	1,550,000	26	1,550,000

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

1 追加

			8	3,292,000	8	3,292,000
			9	2,034,000	9	2,198,000
			10	1,327,000	10	1,491,000
			11	86,549	11	171,549

款	項	事	項	金額
2 総務費	1 総務管理費	2 企画調整費	感染症拡大防止対策費	13,279,132
			国土調査事業費	183,854
3 民生費	6 防災費	4 児童福祉費	情報化推進費	45,430
			社会体育振興費	8,445
			防災体制整備拡充費	212,761
			介護保険対策費	404,972
			児童健全育成対策費	82,490
4 衛生費	4 環境衛生費	8 医薬費	児童福祉施設整備費補助	4,776
			一般廃棄物処理対策費	30,000
			救急休日夜間医療対策費	3,666
6 農林水産業費	/ 農業費	/ 農業費	医療施設等設備整備費補助	47,500
			単県農山漁村整備事業費	48,938
			農林総合技術センター運営費	672,922
			流通対策費	41,681
2 畜産業費	2 畜産業費	3 農地費	広域畜産総合対策費	561,735
			基地障害防止対策事業費	80,100

広域営農団地農道整備事業費	290,000
基幹農道整備事業費	167,500
県営中山間地域総合整備事業費	153,160
農業集落排水事業費	93,800
団体営土地改良費	41,058
ふるさと農道緊急整備事業費	55,875
団体営農地防災事業費	265,381
県営河岸保全施設整備事業費	111,072
国営農地再編整備事業負担金	323,840
林産物振興事業費	96,982
造林推進事業費	105,648
広域基幹林道開設事業費	179,842
ふるさと林道緊急整備事業費	63,040
水源地域緊急整備事業費	37,343
林地荒廃防止事業費	34,311
小規模治山事業費	11,826
水産振興対策費	102,500
水産資源環境整備事業費	45,482
漁港海岸保全施設整備事業費	205,097
漁村づくり総合整備事業費	63,516
単独漁港建設改良事業費	8,705
商工業振興指導費	4,518,743
単独道路舗装費	297,128
単独道路災害防除費	211,801

10	教 育 費	7	特別支援学校費	施設整備費	136,168				
9	警 察 費	1	警察管理費	警察職員住宅管理費 交通事故防止施設総合整備事業費 財産管理費 一般管理費 施設改造費	103,844 38,595 6,324 146,369 117,900 67,099				
4	港 湾 費	4	单独港湾改修費	单独海岸事業費	78,628				
5	都 市 計 画 費	5	都市計画費	下水道受託事業費	41,277				
3	河 川 海 岸 費	3	河川海岸費	河川基本調査費 都市基盤河川改修事業費 自然災害防止事業費 自然災害防止事業費 自然災害防止事業費 ダム建設実施調査費 堰堤修繕事業費 砂防等維持管理運営費 災害関連地域防災力向上 礼対策事業費 单独砂防改良費	17,055 5,927 299,956 15,552 131,800 115,516 10,259 52,593 119,797 78,628				
8	社 会 教 育 費	8	社会教育費	一般管理費 文化財保護対策費	46,800 883				
10	大 学 費	10	大学費	県立大学整備費	39,727				
1	学 事 費	1	学事費	私立学校運営費補助	110,750				
1	災 害 復 旧 費	1	災害復旧費	農地災害復旧事業費	707,283				
2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2	土木施設災害復旧費	農地災害復旧事業費 林道災害復旧事業費 土木過年補助災害復旧事業費 土木過年単独災害復旧事業費 土木現年単独災害復旧事業費	23,273 140,914 5,303				
4	学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	4	学校施設等災害復旧費	県立学校施設災害復旧事業費	57,400				
合 計		計			26,338,923				
2 変 更									
2	総 務 費	2	総務費	庁舎等維持管理費	17,600				
6	農 林 水 産 業 費	6	農林水産業費	県管かんがい・排水改良事業費 経営体育成基盤整備事業費 県管老朽ため池整備事業費 地すべり対策事業費	36,000 2,443,908 840,097 154,402				
3	農 地 費	3	農地費	普通林道開設事業費	1,620,327				
4	林 業 費	4	林業費	造林事業費 一般治山事業費	225,384 488,623				
5	水 産 業 費	5	水産業費	地域水産物供給基盤整備事業費 広域水産物供給基盤整備事業費	47,250 132,930				
									455,668

8	土 木 費	漁港漁場機能高度化事業費 交通安全施設整備事業費 単独交通安全施設整備事業費 舗装補修費 道路災害防除費 過疎地域市町道代行業費 道路改良費 単独道路改良費 橋りょう補修費 広域河川改修費 河川情報基盤緊急整備事業費 周防高潮対策事業費 河川工作物関連応急対策事業費 単独河川改修費 河川受託事業費 高潮対策事業費 侵食対策事業費 堰堤改良事業費 通常砂防事業費 地すべり対策事業費 急傾斜地崩壊対策事業費 自然災害防止事業費	24,372 585,736 53,501 2,368,464 1,446,595 85,840 1,965,874 527,241 2,247,461 1,183,809 47,880 557,849 627,228 5,826 23,666 38,304 31,920 90,086 845,452 350,078 503,699 33,673	1,185,196 448,039 793,055 2,235,522 107,000 4,299,001 2,471,682 4,132,189 2,278,510 184,550 640,068 873,917 750,400 66,084 164,587 44,464 247,209 2,249,675 649,606 1,208,362 245,262	355,543 1,185,196 448,039 793,055 107,000 4,299,001 2,471,682 4,132,189 2,278,510 184,550 640,068 873,917 750,400 66,084 164,587 44,464 247,209 2,249,675 649,606 1,208,362 245,262
4	港 湾 費	港湾改修費 港湾既存施設有効活用促進事業費	100,000 297,460	567,596 354,482	567,596 354,482

5	都 市 計 画 費	海岸防災事業費 都市計画街路整備事業費 単独都市計画街路整備事業費 都市公園整備事業費 単独都市公園整備事業費 過疎地域下水道代行業費 公営住宅建設費 土木現年補助災害復旧事業費	269,792 167,120 119,349 284,200 10,500 165,000 155,249 1,095,685	778,088 362,695 148,107 317,737 109,284 282,249 956,170 2,142,597
2	住 宅 費	土木施設災害復旧費		
合	計	計	20,629,805	40,153,263

第 4 表 地 方 債 補 正 追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防災体制整備拡充事業	101,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内
団体営農地防災事業	3,900		ただし、利率は、借入先と協議して定める条件による。	
土木現年直轄災害復旧事業負担金	12,100		資金利率の見直しを行って直後、当該見直し後の利率による。	
計	117,000			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起 債 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法
障害者自立支援対策事業	98,000	証書借入又は証券発行	1,100	証書借入又は証券発行
地方改善施設整備事業	20,000	年8.0%以内の利率見直し方式で借り入れ	20,200	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内の利率見直し方式で借り入れ

母子・父子福祉センター施設整備事業	47,000	0	0	47,000				
児童福祉施設整備事業	22,000	23,000	23,000	4,000	500	500	500	500
県営かんがい排水改良事業	148,000	155,800	155,800	289,400	289,400	289,400	289,400	289,400
広域営農団地農道整備事業	224,000	219,500	219,500	923,300	923,300	923,300	923,300	923,300
基幹農道整備事業	95,000	105,300	105,300	455,700	455,700	455,700	455,700	455,700
経営体育成基盤整備事業	1,623,200	1,689,700	1,689,700	1,230,400	1,230,400	1,230,400	1,230,400	1,230,400
県営中山間地域総合整備事業	105,000	89,500	89,500	529,200	529,200	529,200	529,200	529,200
団体営土地改良事業	18,000	18,200	18,200	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000
基盤整備促進事業	1,000	1,600	1,600	317,300	317,300	317,300	317,300	317,300
ふるさと農道緊急整備事業	89,000	77,600	77,600	3,458,400	3,458,400	3,458,400	3,458,400	3,458,400
県営老朽ため池整備事業	707,300	723,600	723,600	67,600	55,600	55,600	55,600	55,600
地すべり対策事業(農林)	175,300	143,200	143,200	1,657,000	1,657,000	1,657,000	1,657,000	1,657,000
県営海岸保全施設整備事業	94,000	73,800	73,800	4,975,800	4,975,800	4,975,800	4,975,800	4,975,800
国営農地再編整備事業負担金	521,800	465,600	465,600	609,800	942,200	942,200	942,200	942,200
広域基幹林道開設事業	90,000	98,900	98,900	468,000	544,400	544,400	544,400	544,400
ふるさと林道緊急整備事業	78,000	78,500	78,500	3,489,700	2,749,900	2,749,900	2,749,900	2,749,900
一般治山事業	875,300	734,000	734,000	9,000	46,800	46,800	46,800	46,800
水源地域緊急整備事業	51,000	51,700	51,700	1,754,700	1,484,700	1,484,700	1,484,700	1,484,700
保安林改良事業	24,000	24,800	24,800	115,000	107,200	107,200	107,200	107,200
保全林整備事業	4,000	3,900	3,900	461,000	420,300	420,300	420,300	420,300
林地荒廃防止事業	28,000	29,300	29,300	523,300	563,900	563,900	563,900	563,900
小規模治山事業	35,000	36,600	36,600	297,000	0	0	0	0
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	133,300	136,400	136,400	361,000	361,800	361,800	361,800	361,800
漁港漁場機能高度化事業	80,300	94,500	94,500	478,600	526,300	526,300	526,300	526,300
漁港海岸保全施設整備事業	83,000	83,000	83,000	96,300	96,300	96,300	96,300	96,300
漁港海岸環境整備事業	4,000	4,000	4,000	500	500	500	500	500
地産水産物供給基盤整備事業(漁場)	298,700	298,700	298,700	289,400	289,400	289,400	289,400	289,400
農林総合技術センター運営事業	1,263,000	1,263,000	1,263,000	923,300	923,300	923,300	923,300	923,300
舗装補修事業	1,704,500	1,704,500	1,704,500	455,700	455,700	455,700	455,700	455,700
道路災害防除事業	1,310,500	1,310,500	1,310,500	1,230,400	1,230,400	1,230,400	1,230,400	1,230,400
単独道路舗装事業	528,000	528,000	528,000	529,200	529,200	529,200	529,200	529,200
単独道路災害防除事業	235,000	235,000	235,000	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000
単独路側整備事業	317,000	317,000	317,000	317,300	317,300	317,300	317,300	317,300
道路改良事業	3,458,400	3,458,400	3,458,400	3,226,400	3,226,400	3,226,400	3,226,400	3,226,400
過疎地域市町道代行事業	67,600	67,600	67,600	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600
単独道路改良事業	1,657,000	1,657,000	1,657,000	1,637,600	1,637,600	1,637,600	1,637,600	1,637,600
道路直轄事業負担金	4,975,800	4,975,800	4,975,800	4,773,700	4,773,700	4,773,700	4,773,700	4,773,700
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	609,800	609,800	609,800	942,200	942,200	942,200	942,200	942,200
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	468,000	468,000	468,000	544,400	544,400	544,400	544,400	544,400
橋りょう補修事業	3,489,700	3,489,700	3,489,700	2,749,900	2,749,900	2,749,900	2,749,900	2,749,900
単独橋りょう補修事業	9,000	9,000	9,000	46,800	46,800	46,800	46,800	46,800
広域河川改修事業	1,754,700	1,754,700	1,754,700	1,484,700	1,484,700	1,484,700	1,484,700	1,484,700
河川情報基盤緊急整備事業	115,000	115,000	115,000	107,200	107,200	107,200	107,200	107,200
周防高潮対策事業	461,000	461,000	461,000	420,300	420,300	420,300	420,300	420,300
河川工作物関連応急対策事業	523,300	523,300	523,300	563,900	563,900	563,900	563,900	563,900
河川災害関連事業	297,000	297,000	297,000	0	0	0	0	0
自然災害防止事業(河川)	361,000	361,000	361,000	361,800	361,800	361,800	361,800	361,800
河川直轄事業負担金	478,600	478,600	478,600	526,300	526,300	526,300	526,300	526,300

報 告 県 口 山		和 4 年 3 月 29 日 火 曜 日		(号 外-17)	
錦川総合開発事業	2,559,900	2,332,700			
深川川総合開発事業	196,400	185,000			
ダム建設実施調査事業	85,000	76,900			
堰堤改良事業	142,100	137,600			
堰堤修繕事業	101,000	101,700			
高潮対策事業	193,500	161,200			
侵食対策事業	67,000	63,900			
自然災害防止事業(海岸)	21,000	21,200			
通常砂防事業	1,897,000	1,660,000			
災害関連緊急砂防事業	38,000	0			
地すべり対策事業(建設)	468,900	428,800			
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000	0			
急傾斜地崩壊対策事業	1,037,500	830,200			
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000	0			
砂防災害関連事業	110,000	0			
単独砂防改良事業	40,000	40,200			
自然災害防止事業(砂防)	470,000	425,800			
港湾改修事業	235,000	211,900			
港湾既存施設有効活用促進事業	319,000	229,600			
港湾環境整備事業	15,000	0			
港湾直轄事業負担金	4,389,200	2,876,600			
単独港湾改修事業	55,000	55,200			
海岸防災事業	730,800	664,200			
都市計画街路整備事業	504,100	335,100			
単独都市計画街路整備事業		560,000		295,600	
都市公園整備事業		263,000		190,300	
単独都市公園整備事業		35,000		89,900	
公営住宅建設事業		609,000		607,900	
過疎地域下水道代行事業		143,000		142,900	
駐在所等改築事業		169,000		116,200	
警察職員住宅管理事業		141,000		0	
交通事故防止施設総合整備事業		400,000		366,700	
校舎改築事業		826,000		804,900	
大規模改築事業		8,000		6,600	
施設改築事業		98,000		96,200	
退職手当給付事業(教育)		3,300,000		0	
特別支援学校施設整備事業		208,000		160,600	
県立大学整備事業		738,000		650,400	
私立高校等施設整備事業		8,000		5,000	
土木過年補助災害復旧事業		244,000		114,700	
土木過年単独災害復旧事業		12,000		6,900	
土木現年補助災害復旧事業		1,724,000		1,022,200	
土木現年単独災害復旧事業		161,000		325,900	
補助港湾災害復旧事業		124,000		0	
県立学校施設災害復旧事業		60,000		34,600	
治山施設災害復旧事業		2,000		0	
具有施設災害復旧事業		100,000		0	
臨時財政対策債		40,307,000		9,762,585	

計	94,002,500	52,327,085		
---	------------	------------	--	--

令和3年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

令和3年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ408,587千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ641,426千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△113,511	150,224	36,713
3 繰越金	1 繰越金	49,543	159,127	208,670
4 諸収入	1 貸付金元利収入	△297,939	665,662	367,723
5 県債	1 県債	△46,680	75,000	28,320
	合計	△408,587	1,050,013	641,426
1 中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	△110,949	474,904	363,955
	2 中小企業高度化資金	△297,638	575,109	277,471
	合計	△408,587	1,050,013	641,426

令和4年3月29日 火曜日

(号外-17)

第2表 地方債補正
変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	補正前 限度額	起債の方法 利率	補正後 限度額	起債の方法 利率
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府貸付方法による。	28,320	政府貸付方法による。
	8.0%	国の定める方法による。		8.0%
				国の定める方法による。

令和3年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)

令和3年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,881千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ367,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	△34	21,289	21,255
2 使用料及び手数料	1 使用料	△14,613	84,889	70,276
4 財産収入	1 財産運用収入	86	84,889	85,749
5 繰入金	1 他会計繰入金	1,511	189,050	190,561
6 繰越金	1 繰越金	17,812	17,812	17,813
7 諸収入	1 延滞金	△9,643	77,210	67,567
	3 雑収入	△1	77,209	76,208
	合計	△9,642	77,209	67,567

(号 外一17)

歳入	合計	補正額	補正前の額	計
歳入	△4,881		372,704	367,823
歳出				
款	項	補正額	補正前の額	計
1 下関漁港地方卸売市場費		△4,881	372,704	367,823
歳出	2 市場管理費	△4,881	372,704	367,823
合計	合計	△4,881	372,704	367,823
令和3年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)				
令和3年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。				
(歳入歳出予算の補正)				
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ115,549千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,652千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)				
歳入	項	補正額	補正前の額	計
歳出	項	補正額	補正前の額	計
款	項	補正額	補正前の額	計
3 繰越金	1 繰越金	△113,116	118,999	5,883
4 諸収入	1 貸付金元利収入	△2,433	3,202	769
	2 雑収入	△2,450	3,200	750
合計	合計	17	2	19
合計	合計	△115,549	122,201	6,652
合計	合計	△115,549	122,201	6,652
合計	合計	△115,549	122,201	6,652
令和3年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				
令和3年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると				

令和4年3月29日 火曜日

歳入	合計	補正額	補正前の額	計
歳入	△96,053		101,126	5,073
歳出				
款	項	補正額	補正前の額	計
1 沿岸漁業改善資金	1 沿岸漁業改善資金	△96,053	101,126	5,073
歳出	合計	△96,053	101,126	5,073
合計	合計	△96,053	101,126	5,073
令和3年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)				
令和3年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。				
(歳入歳出予算の補正)				
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ45,768千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,680,920千円とする。				
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。				
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)				
歳入	項	補正額	補正前の額	計
歳出	項	補正額	補正前の額	計
款	項	補正額	補正前の額	計
1 事業収入		△391,878	3,726,175	3,334,297

3 繰 越 金	1 事 業 収 入	△391,878	3,726,175	3,334,297
1 繰 越 金		346,110	1	346,111
歳 入 合 計		346,110	1	346,111
歳 入 出 合 計		△45,768	3,726,688	3,680,920
1 当せん金付証券 発売事業費	補 正 額	△45,768	補正前の額	計
2 繰 出 金		△45,768	3,726,176	3,680,408
歳 出 合 計		△45,768	3,726,688	3,680,920

令和3年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

令和3年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ99,947千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,784,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1 証 紙 収 入	項	補 正 額	補正前の額	計
		△289,388	3,884,714	3,595,326
2 繰 越 金	1 証 紙 収 入	△289,388	3,884,714	3,595,326
歳 入 合 計		189,441	1	189,442
歳 入 出 合 計		△99,947	3,884,715	3,784,768
1 繰 出 金	項	補 正 額	補正前の額	計
		△99,947	3,884,715	3,784,768
歳 出 合 計		△99,947	3,884,715	3,784,768

令和3年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ846,494千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ950,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
1 財 産 収 入		760,080	104,140	864,220
1 財 産 運 用 収 入		11	1,010	1,021
2 財 産 売 払 収 入		760,069	103,130	863,199
4 繰 越 金	1 繰 越 金	86,414	1	86,415
歳 入 合 計		846,494	104,141	950,635
歳 出	項	補 正 額	補正前の額	計
1 土 地 取 得 事 業 費		846,494	104,141	950,635
3 産 業 団 地 管 理 費		832,380	93,861	926,241
4 分 譲 宅 地 管 理 費		14,114	10,280	24,394
歳 出 合 計		846,494	104,141	950,635

令和3年度公債管理特別会計補正予算(第1号)

令和3年度山口県の公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,757,318千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,768,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
歳 入 出 合 計				

(号 外一17)

1繰入金	1,757,318	87,186,810	88,944,128
歳入	1他会計繰入金	1,757,318	87,186,810
歳入	合計	1,757,318	136,010,882
歳出	合計	1,757,318	137,768,200
歳出	合計	1,757,318	136,010,882
歳出	合計	1,757,318	137,768,200

令和3年度港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ150,243千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,149,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正	歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料	1 使用料	△620,263	1,492,680	872,417	
2 寄付金	1 寄付金	97,267	510,961	608,228	
3 繰越金	1 繰越金	604,532	1	604,533	
4 諸収入	1 雑収入	1,917	112,281	114,198	
5 県債	1 雑収入	1,917	112,281	114,198	
		△299,800	3,183,800	2,884,000	

令和4年3月29日 火曜日

6 財産収入	1 県債	△299,800	3,183,800	2,884,000
歳入	1 財産売却収入	66,104	0	66,104
歳入	合計	66,104	0	66,104
歳入	合計	△150,243	5,299,723	5,149,480
歳入	合計	△150,243	5,299,723	5,149,480
歳入	合計	△150,243	5,299,723	5,149,480

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	項	補正前	補正後
/ 港湾整備事業費	/ 港湾費	港湾整備費		1,286,743	1,626,600

第3表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	3,183,800	証券発行	年8.0%以内	元金均等返済	2,884,000	証券発行	年8.0%以内	元金均等返済			年8.0%以内	元金均等返済
			ただし、借入資金に特例の優遇措置を講ずる。				ただし、借入資金に特例の優遇措置を講ずる。				ただし、借入資金に特例の優遇措置を講ずる。	

令和3年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算(第1号)

令和3年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ77,234千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,214,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		金額	補正前の額	金額	補正後の額
1分担金及び負担金	1 負担金	△411	298,454	875,100	298,043
2 諸収入	1 貸付金元利収入	△923	1,042,251	875,100	1,041,328
3 県債	1 県債	△75,900	951,000	875,100	951,000
	合計	△77,234	2,291,705	2,214,471	2,214,471
1 県立病院機構費	1 県立病院機構費	△77,234	2,291,705	2,214,471	2,214,471
2 表 地方債補正	合計	△77,234	2,291,705	2,214,471	2,214,471

歳入歳出予算の補正	歳入歳出予算の補正
歳入歳出予算の補正の額	歳入歳出予算の補正の額

令和3年度就農支援資金特別会計補正予算(第1号)

令和3年度山口市の就農支援資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ31,223千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,658千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△321	523	202
3 繰越金	1 繰越金	△743	14,401	13,658
4 諸収入	1 貸付金元利収入	687	16,676	17,363
	合計	705	16,653	17,358
歳 入	合計	△18	23	5
歳 出	合計	△377	31,600	31,223
款	項	補正額	補正前の額	計
1 就農支援資金	1 就農支援資金	△377	31,600	31,223
歳 出	合計	△377	31,600	31,223

令和3年度山口市の就農支援資金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,776,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,485,769千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
款	項	補正額	補正前の額	計	款	項	補正額	補正前の額	計
1	分担金及び負担金	56,410	36,664,993	36,721,403	1	負担金	56,410	36,664,993	36,721,403
2	国庫支出金	2,841,856	35,495,520	38,337,376	1	国庫負担金	2,841,856	35,495,520	38,337,376
		1,233,807	23,443,000	24,676,807	2	国庫補助金	1,233,807	23,443,000	24,676,807
		1,608,049	12,052,520	13,660,569			1,608,049	12,052,520	13,660,569
3	療養給付費等交付金	△16,061	16,061	0	1	療養給付費等交付金	△16,061	16,061	0
4	前期高齢者交付金	72,866	61,783,020	61,855,886	1	前期高齢者交付金	72,866	61,783,020	61,855,886
5	共同事業交付金	△45,729	195,669	149,940	1	共同事業交付金	△45,729	195,669	149,940
8	収入金	189,728	7,676,776	7,866,504	1	他会計繰入金	189,728	7,676,776	7,866,504
		485,174	7,381,330	7,866,504	2	基金繰入金	485,174	7,381,330	7,866,504
9	繰越金	2,556,624	2,841,522	5,398,146	1	繰越金	2,556,624	2,841,522	5,398,146
10	諸収入	120,905	35,144	156,049	5	雑収入	120,905	35,144	156,049
		5,776,599	144,709,170	150,485,769	合計		5,776,599	144,709,170	150,485,769
1	総務費	343	補正前の額	計			343	35,330	35,673

1	総務管理費	550	34,981	35,531	1	総務管理費	550	34,981	35,531
2	運営協議会費	△207	349	142	2	運営協議会費	△207	349	142
2	保険給付費等交付金	4,640,888	120,317,774	124,958,662	1	保険給付費等交付金	4,640,888	120,317,774	124,958,662
3	後期高齢者支援金等	△43,227	16,676,406	16,633,179	1	後期高齢者支援金等	△43,227	16,676,406	16,633,179
4	前期高齢者納付金等	569	31,441	32,010	1	前期高齢者納付金等	569	31,441	32,010
6	病床転換支援金等	△128	188	60	1	病床転換支援金等	△128	188	60
7	共同事業拠出金	49,166	195,792	244,958	1	共同事業拠出金	49,166	195,792	244,958
8	財政安定化基金支出金	△295,446	295,446	0	1	財政安定化基金支出金	△295,446	295,446	0
9	保健事業費	25,135	109,700	134,835	1	保健事業費	25,135	109,700	134,835
12	諸支出金	1,401,540	1,859,094	3,260,634	1	償還金及び還付加算金	1,401,540	1,859,094	3,260,634
13	繰出金	△2,241	17,572	15,331	1	繰出金	△2,241	17,572	15,331
合計		5,776,599	144,709,170	150,485,769	合計		5,776,599	144,709,170	150,485,769

(総則)
 第1条 令和3年度山口県の電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)

第2条 令和2年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「153,991,000KWH」を「157,211,000KWH」に改める。
(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	電気事業収益	49,291千円	1,764,173千円	1,813,464千円
	第1項 営業収益	45,585千円	1,725,996千円	1,771,581千円
	第3項 財務収益	2千円	550千円	552千円
	第4項 事業外収益	3,704千円	10,399千円	14,103千円
	支 出			
	補正予定額	既決予定額	計	
第2款	電気事業費用	19,127千円	1,604,242千円	1,623,369千円
	第1項 営業費用	△32,095千円	1,560,343千円	1,528,248千円
	第2項 附帯事業費用	△243千円	21,978千円	21,735千円
	第4項 事業外費用	51,465千円	15,911千円	67,376千円
	(資本的収入及び支出)			

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額970,562千円は、過年度分損益勘定留保資金816,426千円、減債積立金79,746千円及び当年度資本的収支調整額74,390千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額376,718千円は、過年度分損益勘定留保資金187,283千円、減債積立金79,746千円、中小水力発電開発改良積立金81,164千円及び当年度資本的収支調整額28,525千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△5,237千円	23,632千円	18,395千円
	第3項 資本剰余金	△6,354千円	21,417千円	15,063千円
	第5項 雑収入	1,117千円	2,214千円	3,331千円
		支 出		
	補正予定額	既決予定額	計	
第4款	資本的支出	△599,081千円	994,194千円	395,113千円
	第1項 建設費	△463,438千円	567,500千円	104,062千円
第2項 改良費	△135,643千円	343,847千円	208,204千円	

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)
第5条 予算第8条中「職員給与費416,327千円」を「職員給与費423,678千円」に改める。

令和3年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「572,232,000m³」を「573,053,420m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	工業用水道事業収益	8,306千円	7,228,941千円	7,237,247千円
	第1項 営業収益	△12,319千円	6,725,842千円	6,713,523千円
	第2項 営業外収益	△4,103千円	503,096千円	498,993千円
	第5項 特別利益	24,728千円	3千円	24,731千円
		支 出		
	補正予定額	既決予定額	計	
第2款	工業用水道事業費用	△116,180千円	6,678,524千円	6,562,344千円
	第1項 営業費用	△196,178千円	6,338,084千円	6,141,906千円
	第2項 営業外費用	79,998千円	330,437千円	410,435千円
	(資本的収入及び支出)			

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,567,886千円は、過年度分損益勘定留保資金2,324,312千円及び当年度資本的収支調整額243,574千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,153,946千円は、過年度分損益勘定留保資金1,124,337千円、減債積立金871,917千円及び当年度資本的収支調整額157,692千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△85,899千円	1,600,746千円	1,514,847千円
		支 出		

第1項	企業債	△29,500千円	1,240,000千円	1,210,500千円
第4項	資本剰余金	△50,126千円	258,606千円	208,480千円
第5項	固定資産収入	21千円	1千円	22千円
第6項	雑収入	△6,294千円	102,139千円	95,845千円
科	目	支	出	計
第4款	資本的支出	△499,839千円	4,168,632千円	3,668,793千円
第2項	改良費	△502,018千円	2,916,190千円	2,414,172千円
第4項	償還金	2,179千円	1,242,441千円	1,244,620千円

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	償還の方法	限度額 千円	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	243,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。	223,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。
周南工業用水道改良資金	67,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。	67,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。
富田夜市川工業用水道改良資金	200,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。	200,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。
佐波川工業用水道改良資金	170,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。	170,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。
厚東川工業用水道改良資金	60,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。	50,500	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。
厚狭川工業用水道改良資金	120,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。	120,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。
木屋川工業用水道改良資金	380,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。	380,000	記書借入又は証券発行 年8.0%以内 償還は元金均等返済方式とし、利率は当該借入れの利率に引き上げられる。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与費717,887千円」を「職員給与費746,254千円」に改める。

令和3年度流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度山口県の流域下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定める

ところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「8,638,154m³」を「7,928,780m³」に改め、同条第3号中「23,666m³」を「21,722m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	支出	計
第1款	流域下水道事業収益	△72,029千円	1,616,008千円	1,543,979千円
第1項	営業収益	△42,759千円	663,560千円	620,801千円
第2項	営業外収益	△29,270千円	952,448千円	923,178千円

第2款 流域下水道事業費用

科	目	収入	支出	計
第1項	営業費用	△50,415千円	1,569,435千円	1,519,020千円
第2項	営業外費用	△21,614千円	46,573千円	24,959千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	支出	計
第3款	資本的収入	△301,163千円	1,035,337千円	734,174千円
第1項	企業債	△49,900千円	248,600千円	198,700千円
第2項	国庫支出金	△198,191千円	452,900千円	254,709千円
第3項	負担金	△53,072千円	333,837千円	280,765千円

科 目

第4款	資本的支出	△301,163千円	1,035,337千円	734,174千円
第1項	建設改良費	△298,684千円	704,309千円	405,625千円
第2項	固定資産購入費	△2,265千円	5,876千円	3,611千円
第3項	償還金	△214千円	325,152千円	324,938千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	利率	償還の方法	限度額	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 248,600	年8.0%以内 ただし、直 し見入金の つり方式で 利率の低い 見直した見 直行におい て、当該に は、直し率 による。	元利均賦等 は元金賦 30年以内 の先、と 協定の借 入条件によ る。	千円 198,700	年8.0%以内 ただし、直 し見入金の つり方式で 利率の低い 見直した見 直行におい て、当該に は、直し率 による。	元利均賦等 は元金賦 30年以内 の先、と 協定の借 入条件によ る。
	千円 248,600	年8.0%以内 ただし、直 し見入金の つり方式で 利率の低い 見直した見 直行におい て、当該に は、直し率 による。	元利均賦等 は元金賦 30年以内 の先、と 協定の借 入条件によ る。	千円 198,700	年8.0%以内 ただし、直 し見入金の つり方式で 利率の低い 見直した見 直行におい て、当該に は、直し率 による。	元利均賦等 は元金賦 30年以内 の先、と 協定の借 入条件によ る。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第6条 予算第9条中「職員給与費38,109千円」を「職員給与費39,210千円」に改める。

令和四年三月二十九日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁